

各位

会社名	MUTOHホールディングス株式会社
代表者	代表取締役社長 磯邊 泰彦 (コード番号 7999 東証スタンダード)
問合せ先	経営管理部長 西尾 康博 (TEL 03-6758-7100)

### 株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び 定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年4月9日付「株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関する臨時株主総会の開催のお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年6月9日まで整理銘柄に指定された後、2026年6月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類  
普通株式
- ② 株式併合の割合  
当社株式について、573,512株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数  
4,588,091株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数  
4,588,099株(注)

(注) 当社は、2026年4月9日付で公表した「自己株式の消却に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2026年4月9日開催の当社取締役会において、2026年6月11日付で、自己株式466,719株(2026年3月31日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該自己株式466,719株控除後の発行済株式総数を記載しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
8株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
32株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- (i) 会社法第235条第1項又は第2項において準用する同法234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
- 本株式併合により、ブラザー工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。
- 本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。））に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社を完全子会社化することを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、また、当社株式が2026年6月10日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。
- この場合の売却額につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年6月11日の最終の当社の株主名簿に記載された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である7,626円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等において、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。
- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者の氏名又は名称  
ブラザー工業株式会社（公開買付者）
- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
- 公開買付者によれば、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、手元資金から賄うことを予定しており、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。
- したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。
- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み
- 当社は、2026年6月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることに付いて許可を求める申立

てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は当該裁判所の許可を得て、同年7月上旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により、当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行ったうえで、2026年8月上旬から同年9月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続きに要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年6月12日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日及び株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（基準日）及び第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年5月21日（木曜日）
整理銘柄指定日	2026年5月21日（木曜日）
当社株式の最終売買日	2026年6月9日（火曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年6月10日（水曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年6月12日（金曜日）（予定）

以上